

**LAN型通信網サービス契約約款の一部改正  
新旧対照**

旧	新																
<p>(LAN型通信網サービスの種類)</p> <p><b>第3条の2</b> 当社が提供するLAN型通信網サービスには、次の種類があります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種 類</th> <th style="width: 85%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3種サービス</td> <td>都道府県の区域をまたがる通信が可能なものであって、第4種サービス以外のもの</td> </tr> <tr> <td>第4種サービス</td> <td>都道府県の区域をまたがる通信が可能なものであって、通信パスによる契約者回線相互間の通信が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>第5種サービス</td> <td>同一の都道府県の区域における通信のみが可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	種 類	内 容	第3種サービス	都道府県の区域をまたがる通信が可能なものであって、第4種サービス以外のもの	第4種サービス	都道府県の区域をまたがる通信が可能なものであって、通信パスによる契約者回線相互間の通信が可能なもの	第5種サービス	同一の都道府県の区域における通信のみが可能なもの	<p>(LAN型通信網サービスの種類)</p> <p><b>第3条の2</b> 当社が提供するLAN型通信網サービスには、次の種類があります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種 類</th> <th style="width: 85%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3種サービス (ビジネスイーサ ワイド) (Interconnected WAN)</td> <td>契約者回線群内における2以上の契約者回線相互間の通信が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>第4種サービス (ビジネスイーサ プレミア)</td> <td>契約者回線群内における2以上の契約者回線相互間の通信が可能なものであって、通信パスによる契約者回線相互間の通信が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>第5種サービス (All-Photonics Connect)</td> <td>2の契約者回線相互間の通信のみが可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	種 類	内 容	第3種サービス (ビジネスイーサ ワイド) (Interconnected WAN)	契約者回線群内における2以上の契約者回線相互間の通信が可能なもの	第4種サービス (ビジネスイーサ プレミア)	契約者回線群内における2以上の契約者回線相互間の通信が可能なものであって、通信パスによる契約者回線相互間の通信が可能なもの	第5種サービス (All-Photonics Connect)	2の契約者回線相互間の通信のみが可能なもの
種 類	内 容																
第3種サービス	都道府県の区域をまたがる通信が可能なものであって、第4種サービス以外のもの																
第4種サービス	都道府県の区域をまたがる通信が可能なものであって、通信パスによる契約者回線相互間の通信が可能なもの																
第5種サービス	同一の都道府県の区域における通信のみが可能なもの																
種 類	内 容																
第3種サービス (ビジネスイーサ ワイド) (Interconnected WAN)	契約者回線群内における2以上の契約者回線相互間の通信が可能なもの																
第4種サービス (ビジネスイーサ プレミア)	契約者回線群内における2以上の契約者回線相互間の通信が可能なものであって、通信パスによる契約者回線相互間の通信が可能なもの																
第5種サービス (All-Photonics Connect)	2の契約者回線相互間の通信のみが可能なもの																

**料金表**

通則 (略)

**第1表 料金 (附带サービスの料金を除きます。)**

**第1類 利用料金**

第1

～ (略)

第4

**第5 第5種サービスに関するもの**

**1 適用**

区 分	内 容								
(1) LAN型通信網サービス区域の設定	(略)								
(2) 品目等に係る料金の適用	<p>当社は、第5種サービスの利用料金を適用するに当たって、次のとおり品目及び細目を定めます。</p> <p>ア 品目</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">品 目</th> <th style="width: 85%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10Gb/s ～ (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>90Gb/s</td> <td></td> </tr> <tr> <td>100Gb/s</td> <td>100.0Gbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>	品 目	内 容	10Gb/s ～ (略)	(略)	90Gb/s		100Gb/s	100.0Gbit/sの符号伝送が可能なもの
品 目	内 容								
10Gb/s ～ (略)	(略)								
90Gb/s									
100Gb/s	100.0Gbit/sの符号伝送が可能なもの								

**料金表**

通則 (略)

**第1表 料金 (附带サービスの料金を除きます。)**

**第1類 利用料金**

第1

～ (略)

第4

**第5 第5種サービスに関するもの**

**1 適用**

区 分	内 容								
(1) LAN型通信網サービス区域の設定	(略)								
(2) 品目等に係る料金の適用	<p>当社は、第5種サービスの利用料金を適用するに当たって、次のとおり品目及び細目を定めます。</p> <p>ア 品目</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">品 目</th> <th style="width: 85%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10Gb/s ～ (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>90Gb/s</td> <td></td> </tr> <tr> <td>100Gb/s</td> <td>100.0Gbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>	品 目	内 容	10Gb/s ～ (略)	(略)	90Gb/s		100Gb/s	100.0Gbit/sの符号伝送が可能なもの
品 目	内 容								
10Gb/s ～ (略)	(略)								
90Gb/s									
100Gb/s	100.0Gbit/sの符号伝送が可能なもの								

新旧対照

旧		新																	
400Gb/s	400.0Gbit/sの符号伝送が可能なもの	200Gb/s	200.0Gbit/sの符号伝送が可能なもの																
400Gb/s	400.0Gbit/sの符号伝送が可能なもの	300Gb/s	300.0Gbit/sの符号伝送が可能なもの																
400Gb/s	400.0Gbit/sの符号伝送が可能なもの	400Gb/s	400.0Gbit/sの符号伝送が可能なもの																
400Gb/s	400.0Gbit/sの符号伝送が可能なもの	800Gb/s	800.0Gbit/sの符号伝送が可能なもの																
<p>備考</p> <p>1 契約者(100Gb/sの品目に係るものに限ります。)は、100G超加算(その符号伝送速度について、100Gbit/sを超えて10Gbit/sごとに最大200Gbit/sまで追加することができるものをいいます。以下同じとします。)の請求をすることができます。この場合、当社は、契約申込の承諾の規定に準じて取り扱います。</p> <p>2 当社は、100G超加算における符号伝送速度の変更についてはLAN型通信網サービスの品目の変更の規定に、100G超加算の廃止については契約者が行うLAN型通信網契約の解除の規定に準じて取扱います。</p>		<p>備考</p> <p>1 100Gb/sの品目(回線終端装置による区別がタイプ1であって同一の都道府県の区域内における通信を行う場合又はタイプ2のものに限ります。)については、100G超加算(その符号伝送速度について、100Gbit/sを超えて10Gbit/sごとに最大200Gbit/sまで追加することができるものをいいます。以下同じとします。)を選択することができます。この場合において、最初の100Gb/sの部分と追加する100Gb/sまでの部分については、それぞれ回線終端装置による区別(タイプ1又はタイプ2に限ります。)を選択することができます。</p> <p>2 当社は、100G超加算における申込の承諾については第5種サービスの契約申込の承諾の規定に、符号伝送速度の変更については品目等の変更の規定に、100G超加算の廃止については契約者が行うLAN型通信網契約の解除の規定に準じて取扱います。</p>																	
<p>イ 通信の態様による細目</p> <p>(ア) 回線終端装置による区別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1</td> <td>タイプ2以外のもの</td> </tr> <tr> <td>タイプ2</td> <td>複数の10Gb/sに係るインタフェースを利用できるもの</td> </tr> </tbody> </table>		細目	内容	タイプ1	タイプ2以外のもの	タイプ2	複数の10Gb/sに係るインタフェースを利用できるもの	<p>イ 通信の態様による細目</p> <p>(ア) 回線終端装置による区別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1</td> <td>同時に複数のインタフェースを利用できないもの</td> </tr> <tr> <td>タイプ2</td> <td>複数の10Gb/sに係るインタフェースを利用できるものであって、10Gb/sから100Gb/sまでの品目を選択できるもの</td> </tr> <tr> <td>タイプ3</td> <td>複数の100Gb/sに係るインタフェースを利用できるものであって、100Gb/sから400Gb/sまでの品目を選択できるもの</td> </tr> <tr> <td>タイプ4</td> <td>複数の400Gb/sに係るインタフェースを利用できるものであって、400Gb/s又は800Gb/sの品目を選択できるもの</td> </tr> </tbody> </table>		区別	内容	タイプ1	同時に複数のインタフェースを利用できないもの	タイプ2	複数の10Gb/sに係るインタフェースを利用できるものであって、10Gb/sから100Gb/sまでの品目を選択できるもの	タイプ3	複数の100Gb/sに係るインタフェースを利用できるものであって、100Gb/sから400Gb/sまでの品目を選択できるもの	タイプ4	複数の400Gb/sに係るインタフェースを利用できるものであって、400Gb/s又は800Gb/sの品目を選択できるもの
細目	内容																		
タイプ1	タイプ2以外のもの																		
タイプ2	複数の10Gb/sに係るインタフェースを利用できるもの																		
区別	内容																		
タイプ1	同時に複数のインタフェースを利用できないもの																		
タイプ2	複数の10Gb/sに係るインタフェースを利用できるものであって、10Gb/sから100Gb/sまでの品目を選択できるもの																		
タイプ3	複数の100Gb/sに係るインタフェースを利用できるものであって、100Gb/sから400Gb/sまでの品目を選択できるもの																		
タイプ4	複数の400Gb/sに係るインタフェースを利用できるものであって、400Gb/s又は800Gb/sの品目を選択できるもの																		

新旧対照

旧

新

備考

- 1 タイプ1のものにあつては、品目が10Gb/s、100Gb/s又は400Gb/sのものに限り提供します。
- 2 タイプ2のものにあつては、品目が400Gb/s以外のものに限り提供します。
- 3 契約者は、100G超加算の請求をするときは、最初の100Gb/sの部分と追加する100Gb/sまでの部分についてそれぞれ回線終端装置による区別を選択することができます。
- 4 契約者は、タイプ1とタイプ2の間の変更の請求を行うことはできません。

(イ) インタフェースによる区別

区 別	内 容
下記以外のもの	ユーザ・網インタフェースがIEEE 802.3 標準に準拠したもの
4 I 1 - 9 D 1 F (O T U 4) インタフェース	ユーザ・網インタフェースがITU-T G.709標準に準拠したもの

備考

- 1 4 I 1 - 9 D 1 F (O T U 4) インタフェースのものにあつては、100Gb/s品目のものであつて、回線終端装置による区別がタイプ1のものに限り提供します。
- 2 インタフェースによる区別は、1のLAN型通信網契約ごとに選択していただきます。
- 3 契約者は、インタフェースによる区別の変更の請求を行うことはできません。

備考

- 1 タイプ2のものについては、同一の都道府県の区域内における通信を行う場合に限り提供します。
- 2 次のいずれかに該当するときは、その契約者回線の終端に回線終端装置を設置しない形態を選択することができます。  
ただし、タイプ1のものであつて、インタフェースによる区別が4 I 1 - 9 D 1 F (O T U 4) インタフェースのものについては、この限りではありません。
  - (1) その契約者回線の終端の場所が収容LAN型通信網サービス取扱所内となるとき。
  - (2) タイプ1、タイプ3及びタイプ4のものについて、その契約者が当社が別に定める者である等、当社の業務遂行上支障がないと当社が認めるとき。
- 3 契約者は、回線終端装置による区別及び回線終端装置を設置する形態又はしない形態の変更の請求を行うことはできません。

(イ) インタフェースによる区別

区 別	内 容
下記以外のもの	ユーザ・網インタフェースがIEEE 802.3 標準に準拠したもの
4 I 1 - 9 D 1 F (O T U 4) インタフェース	ユーザ・網インタフェースがITU-T G.709標準に準拠したもの

備考

- 1 4 I 1 - 9 D 1 F (O T U 4) インタフェースのものにあつては、100Gb/s品目のものであつて、回線終端装置による区別がタイプ1又はタイプ3のものに限り提供します。
- 2 インタフェースによる区別は、1のLAN型通信網契約ごとに選択していただきます。
- 3 契約者は、インタフェースによる区別の変更の請求を行うことはできません。  
ただし、回線終端装置による区別がタイプ3のものについては、この限りではありません。

新旧対照

旧		新													
	<p>ウ 保守の態様による細目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メニュー1</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>メニュー2</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 メニュー2のものについては、その契約者回線の終端の場所が収容LAN型通信網サービス取扱所内となる場合に限り提供します。また、回線終端装置は設置しません。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 契約者は、メニュー1とメニュー2の間の変更の請求を行うことはできません。</p>	細目	内容	メニュー1	(略)	メニュー2	(略)		<p>ウ 保守の態様による細目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メニュー1</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>メニュー2</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 メニュー2のものについては、その契約者回線の終端の場所が収容LAN型通信網サービス取扱所内となる場合であって、同一の都道府県の区域内における通信を行う場合に限り提供します。この場合において、契約者回線の終端に回線終端装置は設置しません。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 契約者は、保守の態様による細目の変更の請求を行うことはできません。</p>	細目	内容	メニュー1	(略)	メニュー2	(略)
細目	内容														
メニュー1	(略)														
メニュー2	(略)														
細目	内容														
メニュー1	(略)														
メニュー2	(略)														
(3) ～ (略) (10)	(略)	(3) ～ (略) (10)	(略)												

2 料金額

2-1 基本料

2-1-1 基本額

2-1-1-1 タイプ1に係るもの (略)

2-1-1-2 タイプ2に係るもの (略)

2 料金額

2-1 基本料

2-1-1 基本額

2-1-1-1 タイプ1に係るもの (略)

2-1-1-2 タイプ2に係るもの (略)

2-1-1-3 タイプ3に係るもの

35kmまでごとに月額

品目	料金額
100Gb/s	1,900,000円(税込価格 2,090,000円)
200Gb/s	2,900,000円(税込価格 3,190,000円)
300Gb/s	3,900,000円(税込価格 4,290,000円)
400Gb/s	4,900,000円(税込価格 5,390,000円)

新旧対照

旧	新
2-1-1-3 100Gbps超オプションに係るもの 35kmまでごとに月額 (略)	2-1-1-4 タイプ4に係るもの 35kmまでごとに月額 品 目 料 金 額 400Gb/s 4,900,000円(税込価格 5,390,000円) 800Gb/s 8,900,000円(税込価格 9,790,000円)
2-1-2 加算額 (略)	2-1-1-5 100Gbps超オプションに係るもの 35kmまでごとに月額 (略)
2-1-2 加算額 (略)	2-1-2 加算額 (略)

基本的な技術的事項

種 類	インタフェース種別	物理的条件	電氣的／光学的条件	
			送出電圧等	その他
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第5種サービス	10Gb/s	10GBASE-LR	LC形単心光ファイバコネクタ (IEC61754-20準拠)	光出力0.5dBm (平均値)以下 ・ IEEE802.3準拠
		10GBASE-LR (回線終端装置なし)	SC形単心光ファイバコネクタ (IEC61754-4準拠)	光出力 <u>-8.2dBm (平均値)以上</u> 0.5dBm (平均値)以下 ・ IEEE802.3準拠
		10GBASE-SR	LC形単心光ファイバコネクタ (IEC61754-20準拠)	光出力 <u>-1.0dBm (平均値)以下</u> ・ IEEE802.3準拠

基本的な技術的事項

種 類	インタフェース種別	物理的条件	電氣的／光学的条件	
			送出電圧等	その他
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第5種サービス	10Gb/s	10GBASE-LR (回線終端装置あり)	LC形単心光ファイバコネクタ (IEC61754-20準拠)	光出力0.5dBm (平均値)以下 ・ IEEE802.3準拠
		10GBASE-LR (回線終端装置なし)	SC形単心光ファイバコネクタ (IEC61754-4準拠)又はLC形単心光ファイバコネクタ (IEC61754-20準拠)	光出力 0.5dBm (平均値)以下 ・ IEEE802.3準拠
		10GBASE-SR (回線終端装置あり)	LC形単心光ファイバコネクタ (IEC61754-20準拠)	光出力 <u>-1.0dBm (平均値)以下</u> ・ IEEE802.3準拠
		10GBASE-SR (回線終端装置なし)	SC形単心光ファイバコネクタ (IEC61754-4準拠)又はLC形	光出力 <u>-1.0dBm (平均値)以下</u> ・ IEEE802.3準拠

新旧対照

旧					新				
100Gb/s (下記以外のもの)	100GBASE-LR4	LC形単心光ファイバコネクタ(IEC61754-20準拠)	光出力10.5 dBm (平均値) 以下	・ IEEE802.3準拠	100Gb/s (下記以外のもの)	100GBASE-LR4 ( <u>回線終端装置あり</u> )	LC形単心光ファイバコネクタ (IEC61754-20準拠)	光出力 10.5 dBm (平均値) 以下	・ IEEE802.3準拠
	100GBASE-SR4	MPO型12心光ファイバコネクタ (IEC61754-7準拠)	光出力2.4dBm (平均値) 以下	・ IEEE802.3準拠		100GBASE-LR4 ( <u>回線終端装置なし</u> )	SC形単心光ファイバコネクタ(IEC61754-4準拠)又はLC形単心光ファイバコネクタ (IEC61754-20準拠)	光出力 10.5 dBm (平均値) 以下	・ IEEE802.3準拠
	4I1-9D1F (OTU4)	LC形単心光ファイバコネクタ (IEC61754-20準拠)	光出力 10.0 dBm (平均値) 以下	・ ITU-T G. 709 /G. 959.1準拠		100GBASE-SR4 ( <u>回線終端装置あり</u> )	MPO型12心光ファイバコネクタ (IEC61754-7準拠)	光出力2.4dBm (平均値) 以下	・ IEEE802.3準拠
	4I1-9D1F (OTU4) インタフェース)	LC形単心光ファイバコネクタ (IEC61754-20準拠)	光出力 10.0 dBm (平均値) 以下	・ ITU-T G. 709 /G. 959.1準拠		4I1-9D1F (OTU4) ( <u>回線終端装置あり</u> )	LC形単心光ファイバコネクタ (IEC61754-20準拠)	光出力 10.0 dBm (平均値) 以下	・ ITU-T G. 709 /G. 959.1準拠
400Gb/s	400GBASE-FR4	LC形単心光ファイバコネクタ(IEC61754-20準拠)	光出力3.5dBm (平均値)以下	・ MSA準拠	400Gb/s	400GBASE-FR4 ( <u>回線終端装置あり</u> )	LC形単心光ファイバコネクタ(IEC61754-20準拠)	光出力9.3dBm (平均値)以下	・ MSA準拠
							単心光ファイバコネクタ (IEC61754-20準拠)		
							SC形単心光ファイバコネクタ (IEC61754-4準拠)又はLC形単心光ファイバコネクタ (IEC61754-20準拠)		

新旧対照

旧						新			
						400GBASE-FR4 (回線終端装 置なし)	SC形単心光フ アイバコネク タ(IEC61754-4 準拠)又はLC形 単心光ファイ バコネクタ (IEC61754-20 準拠)	光出力9.3dBm (平均値)以下	・MSA準拠
						400GBASE-LR4 (回線終端装 置あり)	LC形単心光フ アイバコネク タ(IEC61754- 20準拠)	光出力 11.1dBm (平均値)以下	・MSA準拠
						400GBASE-LR4 (回線終端装 置なし)	SC形単心光フ アイバコネク タ(IEC61754-4 準拠)又はLC形 単心光ファイ バコネクタ (IEC61754-20 準拠)	光出力 11.1dBm (平均値)以下	・MSA準拠
						<p>附 則 (令和6年11月29日東経営第000200000437号)</p> <p>この改正規定は、令和6年12月1日から実施します。</p> <p>ただし、この改正規定中、第5種サービスに係る回線終端装置の区別がタイプ3及びタイプ4に関する部分については、令和7年2月1日から実施します。</p>			